

別紙2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務引き受けるものに限る）で行う工事の内容は、以下のとおり。
ただし、固定資産について支出する金額で、①当該資産の使用可能期間を延長させる（耐久性を増す）部分に対応する金額、②その支出の時における当該資産の価額を増加させる（価値を高める）部分に対応する金額、の何れかに該当するものに限る。（ただし、災害復旧に係る部分を除く。）

工事の内容
1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. 土工修繕
4. 舗装修繕
5. 交通安全施設修繕
6. 交通管理施設修繕
7. 渋滞対策
8. 休憩施設修繕
9. 雪氷対策施設修繕
10. 震災対策
11. 環境対策
12. トンネル防災
13. 雪害対策
14. 橋梁付属物設置
15. トンネル施設修繕
16. 電気施設修繕
17. 通信施設修繕
18. 建築施設修繕
19. 機械施設修繕